○国土交通省告示第三百七十四号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示（昭和四十五年運輸省告示第七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

一㈣ク中「若しくは」を「又は」に改め、「又は国際航空に従事する航空機の東京国際空港からの離陸」を削除する。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十五号

空港管理規則（昭和二十七年運輸省令第四十四号）第十一条の規定に基づき、国土交通大臣が設置し、及び管理する空港の使用料に関する告示の特例に関する告示（平成十一年運輸省告示第百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

本則中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

表の二の項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同表の五の項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同表の六の項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改め、同表の七の項中「平成二十四年三月三十一日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十六号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第十七条の規定に基づき、航空機の騒音の強度及びひん度に関する告示（昭和四十二年運輸省告示第三百八号）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

本文中「、知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「、障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）」に改め、「、肢体不自由施設、重症心身障害児施設」を「、障害児入所施設（児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十七号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第三条ただし書の規定に基づき、昭和四十五年運輸省告示第百六十号（教育施設等に係る騒音防止工事に対する補助を減ずる割合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

別表中「、知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「、障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）」に改め、「、肢体不自由施設、重症心身障害児施設」を「、障害児入所施設（児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第二号に規定する医療型児童発達支援センターに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十八号

公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百八十四号）第三条ただし書の規定に基づき、昭和五十一年運輸省告示第五十号（那覇空港の周辺地域における教育施設等に係る騒音防止工事に対する補助を減ずる割合を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

「、知的障害児施設、知的障害児通園施設」を「、障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。）、児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）」に、「知的障害児通園施設」を「児童発達支援センター（同法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センターに限る。）」に改める。

附　則

この告示は、平成二十四年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第三百七十九号

下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第二項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第千七百五号の一部を次のように改正し、平成二十四年度予算に係る国の補助金から適用する。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

別表注3第一号イ中「認可を受けた」を削り、同注第二号中「該当する予定処理区域」の下に「（第一種の予定処理区域を除く。）」を加え、同号ニを次のように改める。

ニ　公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）第三条第一項に規定する同意公害防止対策事業計画に係る地域を含む予定処理区域

別表注3第二号ホ中「のうち前号ロに掲げる予定処理区域以外の予定処理区域」を削る。

○国土交通省告示第三百八十号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十三年法律第百五号）の一部の施行に伴い、平成十六年国土交通省告示第二百六十二号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十四年三月三十日　国土交通大臣　前田　武志

本則中「第五条の五第一号」を「第五条の九第一号」に改める。

附　則

この告示は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。